

【 報告案件 】

番号	件名、提出理由及び主な内容等																					
報第 40 号	<p>件名：債権の放棄の報告について（熊本市債権管理条例に基づく債権の放棄）</p> <p>&lt;提出理由&gt; 熊本市債権管理条例（平成28年条例第12号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p>&lt;主な内容&gt;</p> <p><b>1 災害援護資金に係る貸付金債権の放棄</b></p> <p>(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額</p> <table border="1" data-bbox="411 864 1458 1016"> <thead> <tr> <th>放棄の理由</th> <th>件数</th> <th>債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第14条第1項第5号の規定に該当するため</td> <td>5件</td> <td>8,390,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 放棄により利益を受けた者 災害援護資金の貸付けを受けた者であって、これに係る償還金を完納していないもの</p> <p>(3) 放棄の時期 令和5年3月3日</p> <p><b>2 住宅改修資金に係る貸付金債権の放棄</b></p> <p>(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額</p> <table border="1" data-bbox="411 1308 1458 1460"> <thead> <tr> <th>放棄の理由</th> <th>件数</th> <th>債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第14条第1項第5号の規定に該当するため</td> <td>13件</td> <td>15,599,957円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 放棄により利益を受けた者 住宅改修資金の貸付けを受けた者であって、これに係る償還金を完納していないもの</p> <p>(3) 放棄の時期 令和5年3月3日</p> <p><b>3 医療費債権の放棄</b></p> <p>(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額</p> <table border="1" data-bbox="411 1751 1458 2007"> <thead> <tr> <th>放棄の理由</th> <th>件数</th> <th>債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第14条第1項第1号の規定に該当するため</td> <td>1件</td> <td>154,180円</td> </tr> <tr> <td>条例第14条第1項第5号の規定に該当するため</td> <td>2,695件</td> <td>161,740,708円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 放棄により利益を受けた者 本市の病院事業による診療を受けた者であって、これに係る医療費を完納していないもの</p> <p>(3) 放棄の時期 令和5年3月31日</p>	放棄の理由	件数	債権額	条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	5件	8,390,000円	放棄の理由	件数	債権額	条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	13件	15,599,957円	放棄の理由	件数	債権額	条例第14条第1項第1号の規定に該当するため	1件	154,180円	条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	2,695件	161,740,708円
放棄の理由	件数	債権額																				
条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	5件	8,390,000円																				
放棄の理由	件数	債権額																				
条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	13件	15,599,957円																				
放棄の理由	件数	債権額																				
条例第14条第1項第1号の規定に該当するため	1件	154,180円																				
条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	2,695件	161,740,708円																				